

建築基準法第44条第1項ただし書の規定による同項第2号の許可に係る
包括同意基準

福島市建築審査会
平成12年10月23日
改正 平成22年5月20日
改正 平成28年6月28日

建築基準法第44条第1項ただし書の規定による同項第2号の許可の申請があり、その計画が下記のいずれかに該当する場合、市長は個別に建築審査会に諮問することなく許可できるものとする。

なお、当該許可を受けた建築物については、年2回（9月、3月、）に各建築審査会委員へ（建築審査会が開催される場合には、当該建築審査会へ）報告するものとする。

記

1 バス停留所の待合所

許可要件

- ① 建築物が車道に突き出さないこと。
- ② 歩道の通行に支障がない構造であること。
- ③ 道路管理者、警察署長及び消防長との協議がなされていること。

2 高速自動車国道に設ける建築物で次に掲げるもの

一 料金徴収所及びその付属施設

許可要件

- ① 料金徴収所使用者等の交通安全対策が図られていること。
- ② 車両、及び歩行者の通行上の支障がないこと。
- ③ 道路管理者、警察署長及び消防長との協議がなされていること。

二 当該道路の維持管理に必要なもの及びサービスを供給する施設（ガソリンスタンドを除く）

許可要件

- ① 維持管理施設のうち居室を有するものにあつては、階数が1で床面積が100平方メートル以下のもの。
- ② サービス施設のうち居室を有するものにあつては、階数が1で床面積が10平方メートル以内のもの。
- ③ 施設利用者等の交通安全対策が図られていること。
- ④ 車両、及び歩行者の通行上の支障がないこと。
- ⑤ 道路管理者、警察署長及び消防長との協議がなされていること。

補 足

※ 2二の「サービスを供給する施設」の運用（審査会議事録より）

役務の提供がなくても、高速道路利用者が利用する施設を対象とする。